

## 【26】

テーマ 「誰もが安心して暮らせる社会をつくるために」

タイトル 不安から安心へ

### 【学習のポイント】

○あらゆる差別の解消をさまたげている要因について考え、理解を深める。

○誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、できそうなことや大切にしたいことを考え、共有する。

【留意点】参加者の中に、様々な人権問題における被差別当事者がおられるという前提に常に立って進める。

### 【進め方】（90分）

流れ	分	主な活動	主な発問等	留意点
導入	3  15	1 テーマ、学習のポイント、おしゃべりのルール(参加・尊重・守秘)を共有する。  2 アイスブレイク活動「どんな権利をもっているの？」  ※『権利のカード【世界人権宣言版】は、人権教育課のホームページからダウンロードできます。 ※ダウンロードは  こちらから→	■「まじめなおしゃべり」を通して、テーマについて理解を深めていきましょう。  ■活動の流れを説明します。 ①『権利のカード』をトリピーのイラストがある面を表にして並べる。 ②ジャンケンで話す順番を決める。 ③1番の人は自分の名前を伝えた後、好きなカードを選び、カードに書かれている質問について話す。(1分間以内) ④順番にそのカードの質問について話す。 ⑤全員が話し終わったら、カードの裏面を読み、どんな権利と関係があるのかを確認する。 ※③～⑤を時間がくるまで続ける。 ■普段の思いや行動が、自分が持っている権利とつながっているということに気づかされますね。	◆事前にグループ編成(1グループ4人程度)を行っておくと良い。  ◆準備物・権利のカード
展開 1	9  5	3 学習資料の前半を読んで(※ロールプレイでも可)、Aさん、Bさんそれぞれの思いや考えを想像し、意見交流する。  4 ファシリテーターがグループでの意見交換の様子や内容を紹介したり、解説したりして、あらゆる差別の解消をさまたげている要因について理解を深める。	■登場人物や場面の状況を確認してみましょう。 ■会話の中でAさんは、子どもの結婚相手について、「その人は( )なんだよね。」と言っています。何と言ったのかを想像してみましょう。 ■様々に想像できますが、わたしたちの社会には解決すべき人権問題があります。( )の中には様々な人権問題において社会的マイノリティとされる様々な属性が入ることが考えられます。 例) 同和地区出身、障がい者、外国人など ■Aさんが①の発言をした時、どんな思いや考えがあったのでしょうか。 グループ内で自由に考えを出し合ってみましょう。 ■Bさんが②の発言をした時、どんな思いや考えがあったのでしょうか。 グループ内で自由に考えを出し合ってみましょう。  ■Aさん、Bさん、Cさんの中には、世間から自分たちが( )の関係者と見なされる可能性やその他のリスクを避けようとする「忌避意識」が無自覚にあったり、「同調圧力」を感じる状況が生まれていたりしていたのではないのでしょうか。 ■特に「結婚」をめぐる、こうした忌避意識が表面化しやすく、差別の解消へ向けては忌避意識の	◆模造紙を配布する。([学習資料]～前半～が見えるようにする。)  ◆意見交換の様子や内容を後で全体に紹介できるよう観察する。

			<p>克服がとても大切であるという指摘があります。</p> <p>■そして、この場にはAさんの子どもも結婚相手の方もいません。当人がいない場でのこのような会話により、不安を広げ、差別行為に繋がる可能性があります。</p>	
展開 2	15	5 学習資料の後半を読み、「わたし」が不安から安心に変わった理由について、Dさんの思いや考えに焦点を当てて考え、意見交流する。	<p>■この話の続きが模造紙の裏面に書かれていますので、出してみてください。</p> <p>■Dさんの発言により状況が変わり、「わたし」は「安心した気持ちになりました。」とあります。Dさんにはどんな思いや考えがあったのでしょうか。グループで出し合って、模造紙に箇条書きしてみましょう。[7分]</p> <p>■ギャラリーウォークをしましょう。他のグループの意見を見て回しましょう。[5分]</p>	
展開 3	35	6 研修のテーマについて意見交流し、考えを深める。	<p>■【資料1】を読んでみましょう。</p> <p>■誰にとっても、わかってほしいけど言い出しにくい( )があるかもしれません。それは結婚の場面に限ったことではありません。</p> <p>■言い出しにくいことが話せ、それを話しても避けられたり、差別されたりしない「誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、親として大切にしたいことやできそうなこと」について考え、付せんに書きましょう。[5分]</p> <p>■付せんに模造紙に貼りながら、グループで意見交流しましょう。また、同じものや類似のものはグループ化してペンで囲んで、見出しを付けましょう。[12分]</p> <p>■ギャラリーウォークをしましょう。他のグループの意見を見て回しましょう。「なるほど」「参考になった」と感じる意見には、シールを貼りましょう。[7分]</p> <p>■あらためて自分のグループの模造紙を見ながら、感想を伝えあってみましょう。[3分]</p>	<p>◆資料と付せん(1人5枚)を配付する</p> <p>◆準備物 ・シール 4枚/人</p>
まとめ	5	7 ファシリテーターによるまとめを聞く。		
	3	8 アンケート用紙に記入する。	<p>■人権は誰かから与えられるものではなく、誰もが生まれながらに持っているものです。そして【資料2】世界人権宣言は、すべての人が受け取ることができる「共通の基準」としての権利をリスト化して示したものとと言えます。</p> <p>■親戚同士の会話におけるDさんの発言内容は、世界人権宣言で示されている権利(特に第2条、第16条)をふまえたものとと言えます。一方、子どもの幸せを願うAさんの思いは、時としてAさんの子どもも含め、誰かの人権を脅かし、不幸にする可能性があります。</p> <p>■身のまわりや社会で起きる出来事を権利の視点に立って考えることにより、問題点を見つけてことができ、権利を回復し、誰もが安心して暮らせる社会をつくるためにどうすればよいかを考えることにつながります。</p> <p>■学習資料の「わたし」としてのDさんのように、不安から安心へ変えたり、周囲の人により影響を与えたりできる大人の一人でありたいですね。</p>	
			<p>■本日の活動を通して、気付いたことや考えたことを、アンケート用紙に書きましょう。</p>	

【資料1】（ ）に入りたい言葉はありませんか？

あなたのまわりに、（ ）について知っている人がいると、とても助かります。でも、友だちに話すかどうかは、あなた次第です。無理に話す必要はありません。ただ、理解してくれる友達がいれば、きっとあなたの支えになるでしょう。

好きな人や恋人ができたとき、あなたが（ ）であることをすぐに告白すべきなのか。これは少しむずかしい問題ですね。

誰でも最初のうちは、自分のよいところだけを相手に知ってもらいたいと思うものです。でも、生涯のパートナーになる相手には、（ ）も含めた、ありのままの自分を知ってもらいましょう。そうすることで、本当にお互いを支え合える関係になっていくでしょう。

「福岡県高等学校人権・同和教育研究協議会通信『RIPPLE』」より

出典：1型糖尿病と診断されたあなたへ（ティーン編）（日本イーライリリー株式会社発行）

◆メモ

【資料2】世界人権宣言(要約)

第1条	人間の本質	人間は自由・平等なものとして生まれる。人間は理性と良心を授けられており、同胞の精神をもって行動するべきである。
第2条	差別はダメ	人種、性、言葉、信念、生まれ、財産などを理由として差別してはいけない。
第3条	安全に暮らせる	生命、自由、身体の安全は守られる。
第4条	奴隷はダメ	奴隷にすること、奴隷的労働を強いること及び人身売買は、どんな形でも絶対にしてはいけない。
第5条	拷問はダメ	拷問や非人道的な取り扱いはしてはいけない。
第6条	人として認められる	いつでもどこでも、法によって人として認められる。
第7条	法は人を平等に扱う	この宣言に反するどんな差別からも守られる。法は人を平等に扱う。
第8条	裁判所の助けを受けられる	法で認められた権利を犯された場合は、裁判所による効果的な救済を受けることができる。
第9条	取調べは手続きを守って	逮捕、身柄の拘束、国外追放などは、きちんと手続きをふんだ上でないと行えない。
第10条	裁判は公正に	裁判は公正・公平に、公開で行われる。
第11条	容疑者=犯人とは限らない	訴えられた人は、有罪が確定するまでは犯人とはみなされない。罪と罰は法律で定められていなければならない。
第12条	プライバシーは守られる	私生活や通信をあばかれたり、名誉や信用を傷つけられたりする行為から守られる。
第13条	住みたいところに住める	行きたいところに行ける。住みたいところに住める。出国し、帰国できる。
第14条	危険な国からは避難できる	迫害を免れるため、他国に避難することができる。
第15条	国籍を持てる(選べる)	国籍を持てる。国籍を選べる。
第16条	結婚は2人で決められる	結婚は当事者2人の合意で成立する。家庭は社会や国の保護を受けられる。
第17条	財産をむやみに奪われない	個人や共同の財産所有を認められる。不当に財産を奪われることはない。
第18条	思想・良心・宗教は自由	思想、良心、宗教を自由に決めたり、変更したり、表明したりできる。
第19条	表現は自由	干渉されずに自分の意見を決められる。自分の意見を表明したり、他人の意見を求めたりできる。
第20条	集会・結社は自由	平和的な集会に参加し、団体を作ることができる。団体に参加することを強制されない。
第21条	政治に参加できる	政治に参加できる。選挙は普通選挙とし、投票は秘密投票とする。
第22条	人間性を発展させられる	人間性を発展させられるような経済的、社会的、文化的環境でくらせる。国はできるだけのことをする。
第23条	自由に豊かに働ける	職業を選べる。労働条件を良いものとすることができる。失業から守られる。
第24条	しっかり休める	(有給で)しっかり休め、余暇を楽しめる。労働時間は合理的に制限される。
第25条	健康を保てる	衣・食・住・医療などの面で、健康で幸福な生活を保てる。生活が困難な場合は保護を受けられる。
第26条	良い教育を受けられる	人格の発展、人権の尊重、平和の実現に向けた良い教育を受けられる。義務教育はタダとする。
第27条	文化を楽しめる	文化生活に参加し、芸術を楽しみ、科学の恩恵にあずかれる。著作権は保護される。
第28条	宣言の実現を求められる	この宣言に掲げられた権利と自由が実現できるような社会的・国際的秩序を求められる。
第29条	他人の権利も大切に	権利を行使するときは他人の権利を尊重し、道徳・公の秩序・福祉の要求の制限に従う。
第30条	権利を奪う<権利>はない	この宣言に掲げられた権利と自由を破壊するような行為は、権利とは認められない。

【模造紙イメージ図】 表面

【学習資料】 ～前半～

中学3年生のお正月、わたしの家に親戚たちが集まり、話をしています。その会話の中にわたしは入っていませんが、内容は聞こえてきます。

Aさん : 子どもが結婚したいって言い出したんだ。 . . . ①

わたしは、「それはよかった。おめでたいことだな。」と思いました。

Bさん : そうなんだね。その相手の方はどんな人なの？

Aさん : その人は ( ) なんだよね。

Bさん : Aさんはその結婚を認めるの？

Cさん : 周りの人たちがそのことを知ったら、どう思うのかな . . . 。  
世間からどう思われるのかな、娘さんも私たち親せきも . . . 。

Bさん : そうだよね . . . 。 . . . ②

わたしは、「この後どんな会話になるんだろう。」と思い、不安な気持ちになりました。



裏面

【学習資料】 ～後半～

Dさん : 本人が決めたんだよね。そのことに何か問題でもあるの？  
何も問題はないし、おめでたいことだから、みんなで祝福しよう。

Eさん : そうだよね。おめでとう。

わたしは安心した気持ちになりました。

その後、Aさんの子どもは、親戚たちを含め、多くの人たちに祝福されて結婚したそうです。

Dさんの思いや考え

- . . . . .
- . . . . .
- . . . . .
- . . . . .

誰もが安心して暮らせる社会をつくるために、親として大切にしたいことやできそうなこと

